

ふくしま ZEH (F-ZEH) 推進事業補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

- 第1条 この取扱要領は、「ふくしま ZEH (F-ZEH) 推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」第16条の規定に基づき、補助金の支払い等に関し、必要な事項を定める。
- 2 ふくしま ZEH (F-ZEH) 推進事業を実施するため、県からの補助を受け、本事業に係る事務を行う者（以下「補助事業者」という。）は福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）、要綱及びこの取扱要領の定めるところにより、予算の範囲内でふくしま ZEH (F-ZEH) 推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

- 第2条 この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ZEH

建築物省エネルギー性能表示制度における BELS 評価機関から ZEH マークの交付を受けた一戸建て住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅も含む。）で、次に掲げる基準を全て満たすものをいう。

ア 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること（当該敷地内に設置されているものに限る。）。ただし、売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。

イ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。

ウ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。

(2) ZEH+

次に掲げる基準を全て満たすものをいう。

ア 前号の ZEH に該当するもの。

イ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から 30%以上削減されていること。

ウ 住宅の外皮性能が断熱性能等級6以上であること。

エ 次の A 又は B のうち 1 つ以上を選択し導入されていること。

A 太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む。以下「EV」という。）に充電を可能とする設備又は EV と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を設置し、敷地内の駐車スペースにおいて使用を可能とした上で、以下の a 又は b の要件を満たすこと。なお、EV の所有は要件に含まない。

a EV 充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備を設置する場合

- ・ 分電盤に専用の分岐回路（専用回路）を設置すること。
- ・ 設置する専用回路は単相 200V 20A 以上とすること。

b V2H 充電設備（充放電設備）を設置する場合

- ・ EV から住宅へ放電する電力量も HEMS で計測すること。
- ・ V2H 充電設備（充放電設備）開閉器を設置すること。

B HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。環境省の「令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省 CO₂ 化促進事業）」の公募要領＜個人申請編＞の「ZEH+の選択要件」において「高度エネルギー・マネジメント」を選択する補助対象に設置する HEMS の要件を満たすこと。

（3）県産材

県内の森林から伐採された原木（以下「原木」という。）を県内で加工（機械プレカット加工を含む）した製材品又は部材の全てが原木を県内で加工した木材で構成された製品（直交集成板、単板積層材、合板等）をいう。

（4）ふくしま ZEH（F-ZEH）

次に掲げる基準を全て満たす住宅をいう。

ア 第 1 号で規定する ZEH の要件を満たしていること。

イ 住宅の外皮性能が断熱性能等級 6 以上であること。

ウ 県産材を 10 立方メートル以上使用していること。

エ 木質バイオマスを燃料とするストーブを導入すること。

ただし、導入するストーブはヨーロピアンノームや EPA（米国環境保護庁）等の承認を受けた設備、又は二次燃焼機能を備えヨーロピアンノームや EPA の承認と同等の水準の環境性能を有する設備であること。

（5）ふくしま ZEH+（F-ZEH+）

次に掲げる基準を全て満たす住宅をいう。

ア 第 2 号で規定する ZEH+の要件を満たしていること。

イ 前号ウ及びエの基準に適合していること。

(6) 新築住宅

県内に交付申請者が常時居住するために新築した戸建て住宅（新築工事の完了から1年以内のもの）又は購入した戸建ての建売住宅（当該建売住宅の新築工事が完了した日（建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けた日（建築基準法第7条第1項の適用を受けない建築物にあっては、住宅の引き渡しを受けた日））の前に売買契約を締結したものに限る。）であって、人が居住したことのないもの。

(7) 補助事業者

要綱第2条第1項に定める者であって、本事業に係る補助金交付事務を行う者をいう。

(8) 交付申請者

補助事業者から補助金の交付を受け、本事業を実施する者をいう。

(9) 補助金対象事業の着手

次に掲げる事項のいずれかのことをいう。

ア 新築住宅を建設する事業の場合は、当該住宅の工事請負契約の締結をいう。

イ 新築住宅を購入する事業の場合は、当該住宅の売買契約の締結をいう。

(10) 補助対象事業の完了時期

次に掲げる事項を全て完了した時期をいう。

ア 補助金対象住宅の検査済証（建築基準法第7条又は第7条の2に定めるもの）又は瑕疵担保履行法付保険証書（建築確認が不要な住宅に限る。）の交付

イ 補助金対象住宅の引渡し

ウ 補助金対象住宅の代金の支払い

（補助金の対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助金対象事業」という。）は、次に掲げるいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 県内においてふくしまZEH(F-ZEH)又はふくしまZEH+(F-ZEH+)（交付申請者が常時居住する住宅に限る）を新築する事業
- (2) 県内において新築住宅のふくしまZEH(F-ZEH)又はふくしまZEH+(F-ZEH+)（交付申請者が常時居住する住宅に限る）を購入する事業

（補助金対象事業の完了時期）

第4条 補助金対象事業の完了時期は、原則として補助金交付年度中でなければならない。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、第3条の補助金対象事業を行った者であって、次の各号のすべてに該当する個人とする。ただし、補助金対象者が複数の者の場合は、いずれか一者が補助金の交付を受けるものとする。

- (1) 補助金対象事業の住宅の所有予定者又は建築主
- (2) 県税について未納がない者

(補助金の額)

第6条 補助事業者が交付申請者に交付する補助金の額は、ふくしま ZEH(F-ZEH) の場合は定額 135 万円、ふくしま ZEH+(F-ZEH+) の場合は定額 180 万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に別表第1の書類を添えて補助事業者に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付を受ける補助金対象事業は、補助金の交付申請年度に着手し、又は着手するもので、交付申請時に完了していないものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)により交付申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 交付申請者は、事業内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書(第3号様式)を補助事業者に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 交付申請者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を補助事業者に提出し、承認を受けなければならない。

(交付申請の取り下げ)

第10条 交付申請者は、第8条による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付申請を取り下げることができる。

- 2 前項の取り下げを行うときは、第8条による補助金交付決定通知書を受理した日から起算して 15 日を経過した日までに、その旨を記載した書面を補助事業者に提出しなければならない。

(完了実績の報告)

第11条 交付申請者は、事業が完了したときは、完了実績報告書(第5様式)に別表第2の書類を添付し補助事業者に提出しなければならない。

2 前項の報告は、原則として、事業完了日から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日までの補助事業者が定める日のいずれか早い日までに行うこととする。

(補助金の額の確定)

第 12 条 補助事業者は、前条第 1 項の完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第 8 条の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(第 6 号様式)により交付申請者に通知するものとする。

2 前項の確定通知は、確定した額が第 8 条による補助金交付決定額と同額の場合は、省略することができる。

(補助金の支給)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定後に、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取り消し等)

第 14 条 補助事業者は、交付申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、知事がやむを得ないと認める場合を除き、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) 規則又はこの取扱要領並びに関係法令に違反する行為があった場合

2 補助事業者は、前項の取消しを決定したときは、交付決定取消通知書(第 7 号様式)により交付申請者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第 15 条 交付申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産(以下「処分制限財産」という。)を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、交付申請者が補助事業者に補助された全額を納付し、補助事業者が規則第 6 条第 1 項第 4 号の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める期間(以下「処分制限期間」という。)を経過した場合は、この限りではない。

2 交付申請者は、処分制限財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書(様式第 8 号)により記帳整理し、処分制限期間内備えて置かなければならぬ。

- 3 交付申請者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 4 交付申請者は、第1項の規定により処分制限財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、処分制限財産の処分により交付申請者に収入があったと認めることは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

（報告及び調査）

- 第16条 交付申請者は、第14条第1項各号に該当するときは、すみやかに補助事業者に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、必要があると認めるときは、交付申請者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。
 - 3 交付申請者は、前項の報告及び調査に協力しなければならないものとする。

（補助金の収支状況を記載した書類の整備等）

- 第17条 交付申請者は、補助金の収支状況を記載した書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならぬ。

（書類の提出）

- 第18条 この取扱要領により交付申請者が補助事業者に提出する書類は、1部とする。

（補助金対象事業の効果の発信）

- 第19条 交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、補助金対象事業の効果（高熱費の削減状況、快適性等）について、自身のSNSを活用する等、任意の方法により発信することで、ふくしまZEH(F-ZEH)の県内普及促進に寄与することとする。

（調査等への協力）

- 第20条 交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、県が効果検証や第19条の取組の確認のために実施する調査等に協力するものとする。また、知事は、この調査等により把握した結果について、インターネットの利用、その他の方法により公表することができる。

（その他）

- 第21条 補助金の交付等に関しては、この取扱要領によることとし、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱要領は、令和7年10月17日から施行する。

別表第1（第7条関係）

添付書類	備考
工事請負契約書（新築住宅の場合） または 売買契約書（建売住宅の場合）	
県税に未納がないことの証明書	申請者の県税に係る納税証明書
住宅の仕様明細書	
住宅の建築図面（配置図、平面図、立面図等）	
県産木材使用量計画書	
木質バイオマスストーブの仕様（出力、燃料消費量、消費電力）がわかる資料	カタログ等
【ふくしまZEH+（F-ZEH+）を新築する場合】	
第2条第2号エで導入する設備の仕様がわかる資料	カタログ等
【第2条第2号エでA（EVとの連携）を導入した場合】	
EV充電用コンセント等（取扱要領第2条第2号エAのa又はbの設備をいう。以下同じ。）の機器配置図	EVの保管（予定）場所との位置関係が把握できるもの
【第2条第2号エでB（HEMS）を導入した場合】	
HEMSと連携制御する暖冷房設備等	HEMSが連携・制御する住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を示したもの
【補助金対象者が複数の者の場合】	
補助金を受ける代表者への委任状	
その他知事が必要と認める種類	

別表第2（第11条関係）

添付書類	備考
補助事業にかかる支出を証する資料	工事請負契約または売買契約の支出の全額がわかる領収書等の写し
検査済証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認の検査済証の写し ・建築確認が不要な住宅の場合は瑕疵担保履行法付保険証書
住宅の完成写真	住宅の全景が分かるもの
県産木材証明書の写し	福島県木材協同組合連合会又は各地区木材協同組合等の証明を受けたもの
木材の使用量が分かる根拠資料	補助対象住宅に県産材が使用されていることを証明する交付申請者宛に木材を納品したことを示す書類（県産材の使用量が確認できるもの）
木質バイオマスストーブの使用方法に係る確認書	
木質バイオマスストーブの設置後の状態がわかる写真	
【ふくしまZEH（F-ZEH）を新築する場合】	
ZEHであることの性能表示評価書	<ul style="list-style-type: none"> ・BELS評価機関のBELS評価書で、ZEHであること及び補助対象住宅の外皮性能が断熱性能等級6以上であることが確認できるもの ・一次エネルギー消費量計算結果書（BELS評価機関の審査済印等のあるもの）
建築士によるZEH工事内容確認書	工事監理を行った建築士が、ZEH評価書が交付された設計図書どおりに施工したことを見認めた書類
上記建築士によるZEH工事内容確認書に係る建築士の建築士免許証の写し	

【ふくしま ZEH+ (F-ZEH+) を新築する場合】

ZEH+であることの性能表示評価書	<ul style="list-style-type: none"> BELS 評価機関の BELS 評価書で、ZEH であること、設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から 30%以上削減されていること、及び補助対象住宅の外皮性能が断熱性能等級 6 以上であることが確認できるもの 一次エネルギー消費量計算結果書 (BELS 評価機関の審査済印等あるもの)
建築士による ZEH+工事内容確認書	工事監理を行った建築士が、ZEH 評価書が交付された設計図書どおりに施工したことを確認した書類
上記建築士による ZEH+工事内容確認書に係る建築士の建築士免許証の写し	
第2条第2号エで選択する設備の写真	上記建築士による ZEH+工事内容確認書に記載の要件を満たすことが確認できるもの
第2条第2号エで導入する設備の保証書等	
【第2条第2号エで A (EV との連携) を導入した場合】	
EV 充電用コンセント等の機器配置図	EV の保管 (予定) 場所との位置関係が把握できるもの ※ 交付申請時と変更がなければ不要
【第2条第2号エで B (HEMS) を導入した場合】	
HEMS と連携制御する暖冷房設備等	HEMS と太陽光発電設備及び暖冷房設備等とが連携・制御することが分かる HEMS 表示画面の写真等
確約書	
預金通帳の写し	補助金の振込先の口座に係るもので、通帳の表紙及びその裏面の振込先口座情報がわかるものの写し
その他知事が必要と認める書類	